

公的年金からの市県民税(住民税)の特別徴収 (天引きQ&A)

国の税制改正により、公的年金受給者を対象として昨年10月から住民税の天引きが開始されました。今後年金受給者の増加が予想される中で、年金受給者の納税の便宜を図り、徴収体制の強化を目的として導入されたものです。

Q1 いつから導入？

平成21年10月の年金の支給から天引きが開始されました。

Q2 対象者と対象年金は？

65歳以上(4月1日現在)の公的年金(老齢基礎年金など)の受給者で、介護保険料がその年金から天引きされている方。ただし、遺族年金や障害年金は、対象となりません。

Q3 天引きする税額は？

公的年金の所得のみに対する住民税になります。

Q4 対象者への通知(年金給付の年額や特別徴収対象税額等の税額を掲載)はいつ、どこから？

6月までに、市から該当者へ通知が届きます。

Q5 65歳(4月1日現在)になつたが天引きはいつから？

新たに65歳になった方の天引き

開始は10月分の年金からになります。1期・2期分につきましては個人で納めていただくこととなります。この場合、所得が公的年金のみであれば個人で納めていただく3期・4期分はありませんが、公的年金以外の年金やほかの所得があれば個人で納めていただく3期・4期分が発生する場合がありますので、6月にお送りします納税通知書をご確認ください。

Q6 昨年10月から天引きが開始されたが2年目以降はどうなるの？

4・6・8月は前年度2月に天引きされた額と同じ額が天引きされ、10月以降については年税額から4・6・8月分を差し引いた額を10・12・2月に分け天引きされることとなります。

問い合わせ 市税務課 ☎ 内線1056〜1059

刈谷行政区役員との市政懇談会を開催

12月21日、市役所で刈谷行政区役員の方々と市政懇談会を開催しました。この日は、刈谷行政区の皆川区長をはじめ、副区長4人が市役所を訪れ、池辺勝幸市長、副市長、教育長ほか各部長と現在の市の課題や地域の身近な問題などについて、熱心な話し合いが行われました。当日、懇談会で交わされた刈谷行政区の方々からの意見や提言の一部をご紹介します。

主な意見や提言(抜粋)

- ・刈谷川周辺の雨水対策の進ちよく状況について
- ・マンホールを含めた道路の点検について
- ・要援護者の見守りについて(広報紙配布時の声掛けなど)
- ・回覧板の形状について(ポストに入るものや、雨にぬれても大丈夫なようにビニールの入れ物に入れてはどうか)
- ・空き地の雑草の除去について
- ・道路まで出ている庭木の枝葉の除去について
- ・牛久駅西口の国道6号に出る道路の左折レーンの混雑について

- ・自転車の右側通行が多い。また、歩道を走ったり、無灯火だったりして危険

- ・小学生は子ども会で接点があるが、中学生になると接点がなく、中学生になる。夜の防犯パトロールなどを一緒にやっているが、積極的に接点をつくっていききたい。できれば世代を超えた活動をやっていきたい。

- ・市の職員は少数精鋭でなければいけない。一人ひとりがレベルアップしてほしい。
- ・区内在住の外国人とのコミュニケーションについて

※市では、市長が地域のさまざまな課題を市政運営に反映させることを目的として、各行政区役員の方々との懇談会を実施しています。今後も行政区ごとに実施しますので、ぜひご活用ください。

ホームページ http://www.city.ushiku.ibaraki.jp/section/hisyofukondankai/kondankai_index.htm
問い合わせ

市政策秘書課 ☎ 内線3201